社会福祉法人だるま会役員報酬等に関する規定

（目的）

第1条　この規定は、社会福祉法人だるま会の役員（理事　監事　評議員）報酬を定めることを目的とする。

（報酬）

第2条　役員の報酬は、役員が理事・監事会及び評議員会等の会議に出席した場合、１回につき 8,000 円の報酬を支給する。ただし、同じ日にそれぞれの会議があって、役員がそれぞれの会議に参加した場合でも１回の報酬とする。

（旅費）

第3条　役員が必要と認められる前項以外の会議に出席する場合の旅費については、同法人の旅費規程の定めるところによるものとする。

（支給日）

第4条　報酬等の支給日は、その都度支給する。

附　則

この規程は、平成　24 年　1 月　28 日から施行する。